

地域経済を支える中小企業・小規模事業者を後押しする提言

平成28年4月26日

自由民主党
政務調査会
中小企業・小規模事業者政策調査会

地域の経済と雇用を支える中小企業・小規模事業者は、一億総活躍・地方創生の主役であり、活力ある成長に加え、雇用の維持のため、持続的な発展を遂げる必要がある。

今後、中長期的に中小企業・小規模事業者が発展を継続するためには、以下の視点を踏まえて、政策を進める必要がある。

- ①380万を超える中小企業・小規模事業者は多種多様な業種に属し、地域の経済と雇用を支えるだけでなく、地域文化の維持・発展に貢献し、災害からの復旧・復興において重要な役割を担うなど、社会基盤を形成する上で不可欠な存在であること。
- ②我が国の競争力の源泉は、中小企業・小規模事業者にあること。中小企業・小規模事業者が経営力や生産性の向上を図り、また、適正な取引による強靱化が図られることは、大企業の国際競争力を維持し、また、高めるものであること。
- ③一方で、景気回復により足下では人手不足が顕在化しているが、中長期的にみると、我が国の人口減少に加え、高齢化も進展し、2020年には、経営者の年齢構成の山は70歳となることが予想される。このため、380万を超える事業者数の更なる減少が懸念され、中小企業・小規模事業者が支える地域の社会構造にも影響が懸念されること。

- ④経済の国際化や TPP の締結等により、中小企業・小規模事業者にとってビジネスチャンスは拡大する一方、新興国企業の台頭等により国際競争の激化が予想されること。

以上を踏まえると、アベノミクスの恩恵が中小企業・小規模事業者に及び出した今から、東京オリンピックが開催される2020年までの間で、中小企業・小規模事業者に対して大胆な支援と制度見直しを進めていくことが必要である。

その際、極力わかりやすい KPI を定量的に設定することで、施策の方向性が理解され、また、効果が検証されるように努めるべきである。

さらに、2030年の中小企業・小規模事業者の絵姿を描きつつ、長期的な視点をもって中小企業・小規模事業者施策の在り方を検討することも必要である。

I. 中小企業・小規模事業者の施策対象の分類

中小企業・小規模事業者は多種多様に存在するが故に、施策を効果的に実行するためには、ターゲットを明確にする必要がある。このため、以下のような分類で、中小企業・小規模事業者政策を実行する必要がある。

- ①我が国経済を支える中小企業・小規模事業者
- ②地域の経済と雇用を担う中小企業・小規模事業者
- ③世界市場の獲得を目指す中小企業・小規模事業者

その上で、まずは、以下のような支援や制度見直しを進め、中小企業・小規模事業者の活力ある成長と持続的な発展を中長期的に軌道に乗せることとする。

Ⅱ. 熊本県熊本地方を震源とする地震を受けて

最初に、4月14日に発生した熊本県熊本地方を震源とする地震において、亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、ご遺族にお悔やみを申し上げます。また、負傷された方々、被災された方々、全ての方々にお見舞いを申し上げます。

今回の地震は、熊本県を中心に甚大な被害をもたらし、住民生活へ大きな影響を及ぼしている。このため、住民の皆さんの衣食住の早急な確保を図るとともに、電気・ガス・水といったライフラインの復活に、今すべての力を投入することが重要である。

その後、被災された方々が、元の生活を取り戻して、笑顔も取り戻すことは、与党・政府の最大の使命であり、そのための復旧・復興の準備も滞りなく進めていくことも重要である。

被災地域の復旧・復興において重要な役割を担うのは、地域の経済と雇用を支えてきた中小企業・小規模事業者である。今後、彼らが活力を取り戻し、持続的な発展を進めることが、真の復旧・復興であると言っても過言ではない。

このため、まずは、被災地に入り、被災した中小企業・小規模事業者の窮状に直接耳を傾け、与党・政府を挙げて対応策を検討する必要がある。

また、商工会・商工会議所や政府系金融機関等の支援機関においても、「相談窓口」を設置し、被災した中小企業・小規模事業者が抱える課題に対して親身な対応に努めるべきである。

実際、大企業の工場の操業停止等が発生しており、全国の下請企業への影響が懸念されることから、地震に伴う下請取引上の留意点を広く周知するとともに、全国各地の下請かけこみ寺においても「相談窓口」を設置して、適正な下請取引を確保することが重要である。

今般の地震では、建物や設備の損壊など直接の被害を受けた中小企業・小規模事業者だけでなく、観光業においては宿泊のキャンセルなどの影響を受けている中小企業・小規模企業が少なくないと聞いている。このような直接・間接に被害を受けた中小企業・小規模事業者が、事業を再開し、また、事業をしっかりと継続していけるよう、当面の資金繰りをしっかりと支える必要がある。また、被害を受けて事業の再開や継続に悩む中小企業・小規模事業者も存在するであろう。このため、彼らに寄り添って相談に応じられる専門家を派遣するなどの取組みも強化する必要がある。

さらに、被災された中小企業・小規模事業者が連携してサプライチェーンの再構築を図るための設備・施設を復旧する取組み、事業計画を策定して新たな販路を開拓する取組み、BCPを策定して普段から災害への対応力を強化する取組みなどへの支援については、過去の復旧・復興支援策なども踏まえながら、現地の被害状況や事業者の声にしっかりと耳を傾け、検討を急ぐ必要がある。

いずれにしても、与党・政府が一体となって、あらゆる手段を尽くして、東日本大震災で被災された中小企業・小規模事業者も含めて、復旧・復興に全力で取り組むべきである。

Ⅲ. 我が国経済を支える中小企業・小規模事業者

1. 経営力の強化

中小企業・小規模事業者の経営力の強化を図り、収益力を高め、経済の好循環に繋げるため、中小企業等経営強化法の着実な施行を図ることとする。施行にあたっては、小売業、運送業、製造業といった業種ごとに、生産性向上の優良事例を指針の形でわかりやすく示すことが重要であり、また、指針の充実と対象業種の拡大を絶えず行っていくべきである。さらに、中小企業等経営強化法の固定資産税の軽減措置等の支援措置が、小規模事業者にも幅広く利用されるように、支援機関によるサポートや充実した情報提供など、様々な支援を講じるべきである。

2. IT化の促進

IoT や第 4 次産業革命は、中小企業・小規模事業者にとっても新たなチャンスである。このチャンスをしっかりと活用するためには、まずは、中小企業・小規模事業者の経営者の IT に関する意識改革を官民が連携して進めるとともに、専門人材派遣を 1 万社に実施して IT リテラシーを改善する必要がある。さらに、中小企業・小規模事業者が、専門人材の受入とともに行う IT 投資により、経営力の強化を図る取組みを全力で支援するべきである。加えて、イーコマースやテレワーク、Fintech への対応なども促進するべきである。

また、中小企業・小規模事業者が IoT やビッグデータを駆使して企業間の垣根を越えて連携し、新たなものづくりやサービスを創出する取組みを支援する。さらに、共通受発注システム（共通 EDI）を普及させるためのソフトの開発等のモデルケースを創出する。

3. 下請取引条件の改善

下請企業の取引条件改善のため、政労使合意の早期の実行・徹底とその内容のフォローアップを行うとともに、「協議による自由な決定」を阻害するような信義則に反する行為には厳しい姿勢で臨みつつ、「良い品質」に見合った「適正な価格」を支払う慣行や文化を我が国に根付かせることが重要である。

このため、下請企業だけでなく、親事業者である大企業へのヒアリングを実施するべきである。また、下請代金法や独占禁止法の運用の徹底・強化を図るとともに、大企業に対して、取引適正化や取引条件改善に向けた自主行動計画の策定を要請するべきである。さらに、取引上の問題点をより分かりやすく簡潔にまとめた事例集を作成し、大企業と中小企業の双方が指針として活用できるように周知徹底を図るべきである。加えて、大企業による下請企業の付加価値向上への協力や共同での取組み、下請企業自らの努力による多角化や生産性向上、連携・再編等の自立・地位向上への取組みをしっかりと支援するべきである。

4. ものづくり・サービスの革新

「ものづくり補助金」は、ものづくり分野だけでなく、商業やサービス分野へ支援対象を拡大するとともに、生産性向上のための大規模投資を可能とするための上限額引上げや、小規模事業者向けの「小規模枠」の設定などの改革を進めてきた。また、サポイン事業による産学官による研究開発支援についても、ものづくり分野だけでなく、サービス分野に支援対象の拡大を図ってきた。引き続き、「ものづくり補助金」やサポイン事業の補助制度に加え、資金繰り支援などを組み合わせ、中小企業・小規模事業者のものづくりやサービスの革新、GNT（グローバルニッチトップ）企業の創出を支援するとともに、支援事業のフォローアップを行い、効果検証を進めるべきである。

5. 金融仲介機能の発揮と事業再生・事業承継の促進

原材料仕入れ価格の上昇など、厳しい状況にある中小企業・小規模事業者の中には、未だに必要な資金を十分確保できないでいる事業者も散見されたため、金融面からの支援の充実を図る必要がある。

また、金融機関が、中小企業・小規模事業者に寄り添い、「ひと手間かけて育てる」金融の機能を十分に発揮することが重要であるため、借り手側からの意見も聞きながら、経営者保証に依存しない資金繰りの徹底を図るとともに、信用保証制度の見直しなどを進める。さらに、地域で生業を営む中小企業・小規模事業者を含めて、過剰債務や経営者の高齢化・後継者不足への対応を強化し、事業再生・事業承継を加速するため、再生支援協議会や事業引継支援センター、第二創業補助金（承継補助金）や承継税制などの充実を図る。

6. 相談体制の整備

よろず支援拠点において、IT相談の充実強化を図るとともに、商工会・商工会議所や地域金融機関をはじめと支援機関との連携と、新たな支援機関の掘り起しを進める。

一方で、身近な支援機関とされる2万社を超える認定支援機関は玉石混交であり、認定支援機関を評価する仕組みを導入し、実績の高い認定支援機関を「見える化」する必要がある。

7. 広報の充実

中小企業・小規模事業者施策が、地域の隅々まで届いていないといった声がいまだに聞こえてくる。まずは、商工会・商工会議所といった既存の組織を通じた施策の広報を徹底すべきである。また、ミラサポを通じて分かりやすい解説やベストプラクティスなどの情報発信を充実させるとともに、「300選」による発掘・表彰等により、「見える化」をさらに強化する必要がある。

全国津々浦々には、きらりと光る技術やサービスを持って活躍している中小企業・小規模事業者がたくさんいる。こうした中小企業・小規模事業者を発掘し、表彰するなどの仕組みを地方自治体においても検討すべきである。さらに、テレビや新聞などのマスコミを活用した「見える化」も検討する必要がある。

IV. 地域の経済と雇用を担う中小企業・小規模事業者

1. 地域社会を支える小規模事業者の販路開拓支援

地域の隅々まで小規模事業者持続化補助金を行き渡らせ、小規模事業者の新たな販路開拓を支援し、雇用の維持などを図ることで、地域社会を支える。その際、支援事業のフォローアップを行い、効果検証を進めるべきである。また、各地域において、小規模事業者に寄り添って経営相談に応じている経営指導員が、自らの活動に自信をもって活力ある取組みを進め、彼らが自立的に成長し、後進を育成するような取組みを検討する必要がある。さらに、経営指導員の支援能力の底上げを行うスーパーバイザーを派遣する取組みを継続し、小規模事業者の経営力の向上を図ることとする。

2. 優秀な人材の確保

雇用者への給与等の支給額を一定割合以上増加させた場合、法人税が軽減される雇用拡大促進税制については、中小企業・小規模事業者に対して要件の緩和と支援内容の深掘りを行っている。こうした特例をしっかりとPRすることにより、中小企業・小規模事業者の優秀な人材確保を進めるべきである。

また、中小企業・小規模事業者において、優秀な人材を見つける場を確保するため、今後も、全国各地で地域の実情を踏まえた効果的なマッチングを展開するべきである。また、大企業の優秀な人材を地方の中小企業・小規模事業者のアドバイザーとして派遣する取組みを行う。

さらに、中小企業・小規模事業者においても、女性や高齢者が働きやすい環境を整備する取組みを支援することにより、人材確保を進めるべきである。

加えて、厚生労働省の雇用関係支援制度の活用促進を図る。

3. 地域の起業・創業の活性化

地域で新たな雇用を創出・維持するためには、基礎自治体がきめ細かく創業を支援することが重要である。そのために設けられた、産業競争力強化法に基づく全国市区町村による創業支援事業計画については、この3年間で全国1000の市区町村が認定を受けるに至っており、全国津々浦々での創業支援環境が醸成されてきている。同法の下での5年間の集中支援期間の総仕上げとして、地域創業成功事例、優良支援事例等の地域を越えた横展開や地域創業支援網構築を後押しすることとする。また、地域金融機関との連携を強化した上で、地域主導の創業支援財源を引き続き確保することが必要である。また、地域の基礎自治体が核となって、UIJターン創業、商店街空き店舗連携創業等を促進するために、地方創生交付金等も効果的に活用していくのが適当である。

4. 地域の消費喚起

地域の日常生活需要のみならず、旺盛なインバウンド消費を地域に引き込むため、インバウンドの受け皿になり得る商店街を戦略的に支援するとともに、そのための支援人材の育成を進める。また、高齢者見守り機能など地域コミュニティ活動に貢献する。

V. 世界市場の獲得を目指す中小企業・小規模事業者

1. TPP のメリットの周知と相談体制の充実強化

中小企業輸出支援ハンドブックの充実を図りつつ、TPP 説明会を集中的に開催するとともに、相談窓口においてきめ細やかな対応を行っていく。また、これまでに海外展開に成功した事業者を「我に続け輸出応援隊」などに指名し、これから海外展開を目指す中小企業・小規模事業者の先導者とする。

2. TPP を契機とした海外展開支援

TPP をチャンスとして、海外市場の獲得やグローバルサプライチェーンの活用等を目指す中小企業・小規模事業者に対して、「新輸出大国コンソーシアム」を通じて、関係機関が連携してきめ細かくサポートを行う。

3. 地域商品・サービスの海外市場の獲得

地域資源や農商工連携を活用することにより、地域の強みと魅力を有する商品やサービスの開発支援を行うとともに、全国市場への販路開拓を支援する。さらに、それらが海外でも通用するものとしていくため、戦略策定やブランド化などの取組みを支援する。また、海外販路獲得・拡大のため、展示会・商談会を活用したマッチング支援、新たな商流・物流機会の創出なども進める。さらに、海外版よろず支援拠点で専門家紹介等の支援を行う。

4. グローバル・コネクタール・ハブ企業への支援

世界市場と直接つながり、地域の中小企業群のハブとなっているグローバル・コネクタール・ハブ企業について、インセンティブを与えて研究開発等の支援を行う。